

様式第 1 号（第 5 条関係）

年度 期大分県農業経営負担軽減支援資金
利子補給金交付申請書並びに実績報告書

第 号
年 月 日

大分県知事

殿

所 在 地
融資機関名

代 表 者 名

印

年 月 日から 年 月 日までの期間に係る大分県農業経営負担軽減支援資金利子補給金の交付を受けたいので、大分県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要綱第 5 条の規定により、別紙関係書類を添えて申請並びに実績報告をします。

記

1 交付申請額並びに実績額 金 円

2 添付書類

- （1）貸付及び利子補給計画並びに貸付及び利子補給実績書（様式第 2 号）
- （2）融資平均残高計算明細書（様式第 3 号）

[illegible]

[illegible]

様式第4号（第7条関係）

年度 期大分県農業経営負担軽減支援資金
利子補給金交付決定通知書並びに額の確定通知書

第 号
年 月 日

融資機関代表者 殿

大分県知事 印

年 月 日付け 第 号で交付申請並びに実績報告のあった
年度 期大分県農業経営負担軽減支援資金利子補給金について、下記のとおり交
付することに決定し、併せて利子補給金の額を同額に確定したので、大分県農業経営負
担軽減支援資金利子補給金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 利子補給事業に要する経費 金 円
- 2 利子補給金の交付決定額並びに額の確定額 金 円
- 3 利子補給条件

- (1) 利子補給金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、利子補給事
業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること
- (2) 常に利子補給に係る貸付債権の保全に努めること
- (3) その他、大分県補助金等交付規則、大分県農業経営負担軽減支援資金事業実施要
綱及び大分県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要綱の定めに従うこと

(様式第5号)

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

市町村長

大分県農業経営負担軽減支援資金に係る確約書

下記のとおり上乗せ利子補給申請の件について貸付実行日から5年間、利子補給することを確約します。

記

借入者				
融資機関				
借入金額				
利子補給	開始年	年	利子補給率	市町村 . %
	完了年	年	実質負担金利	. %
予算措置状況	議決(予定)年月		年 月	
意見欄				

大分県農業経営負担軽減支援資金利子補給契約書

大分県知事（以下「甲」という。）と、

（以下「乙」という。）とは、乙が貸し付ける大分県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要綱（平成 13 年 8 月 14 日付け農経第 693 号。以下「交付要綱」という。）第 2 条に規定する資金につき、甲が乙に対し利子補給金を交付することについて、交付要綱第 3 条の規定により次の条項を契約する。

第 1 条 甲は、乙の融資に係る大分県農業経営負担軽減支援資金事業実施要綱第 2 で定める農業経営負担軽減支援資金（以下「本資金」という。）につき、交付要綱の定めるところにより乙に対し利子補給金を交付する。

第 2 条 乙の貸付けに関し、甲の行う利子補給は、乙の利子補給承認申請書（大分県農業経営負担軽減支援資金事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）第 1 の 1 の（1）に定める様式第 1 号）に基づき、甲が利子補給承認通知書（事務処理要領第 1 の 2 の（4）に定める様式第 4 号）を交付することによって行うものとする。

第 3 条 乙は、前条の利子補給承認通知書の交付を受けたときは、利子補給承認の日から 1 ケ月以内に貸付けを行わなければならない。

第 4 条 乙の貸付けの弁済期限等の変更に基づく甲の利子補給の変更は、乙の利子補給変更承認申請書（事務処理要領第 4 の 1 の（1）に定める様式第 7 号）に基づき、甲が利子補給変更承認通知書（事務処理要領第 4 の 2 の（3）に定める様式第 8 号）を交付することによって行うものとする。

第 5 条 乙は、第 3 条の規定による貸付けを行ったとき、1 月 1 日から 6 月 30 日までの期間に係るものについてはその年 7 月 10 日、7 月 1 日から 12 月 31 日までの期間に係るものについては翌年の 1 月 10 日までに、また前条の規定により甲の利子補給に係る貸付けの弁済期限等を変更したときは、遅滞なく、その旨を甲に対して報告するものとする。

第 6 条 甲が乙に対して交付する利子補給金の額は、交付要綱第 4 条に規定する方式により算出した額とする。

第 7 条 乙は、甲に対し利子補給金の交付を受けようとするときは、交付要綱第 4 条に規定する利子補給金については、交付要綱第 5 条に規定する期間までに、利子補給金交付申請書を甲に提出するものとする。

第 8 条 甲は、乙から請求書を受理したときは、その日から 30 日以内にこれを支払うものとする。

2 甲が前項の支払を遅延したときは、支払期限の翌日から支払する日までの期間の日数に応じ、年 10.95 パーセントの割合をもって計算した遅延損害金を乙に支払うものとする。

3 前項の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、
365日当たりの割合とする。

第9条 乙は、甲の利子補給に係る貸付債権の回収状況に関し、毎年1月1
日から 6月30日まで及び7月1日から12月31日までの期間ごと
につき、第7 条に規定する利子補給申請書に添付して甲に対し報告す
るものとする。

第10条 乙は、常に甲の利子補給に係る貸付債権の保全に必要な注意を払わなけれ
ばならない。

第11条 甲は、甲の利子補給に係る本資金を借り受けた者が、その借入金を
目的以 外に使用したときは、乙に対する利子補給金を打ち切り、又は
既に交付した 利子補給金の全部若しくは一部の返還を命じることがで
きる。

2 甲は、乙の責に帰すべき事由により乙が実施要綱又はこの契約の条
項に違 反したときは、乙に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交
付した利子補 給金の全部又は一部の返還を命ずることができるものと
する。

第12条 乙は、甲の利子補給に係る本資金の融資に関し甲が報告を求めた場
合、又 は甲の職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させる
ことを必要と した場合には、これに協力しなければならない。

第13条 この契約の内容に変更を加えようとするときは、その都度甲乙両者の協議
により定めるものとする。

第14条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項について
は、 甲乙両者の協議により定めるものとする。

この契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙記名押印してそ
れぞれ 1通を保有するものとする。

年 月 日

大分市大手町3丁目1-1

甲 大 分 県 知 事 印

住所
融資機関名

乙 代 表 者 名 印

様式第 7 号（第 3 条関係）

大分県農業経営負担軽減支援資金利子補給契約書締結申込書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
名 称
代表者名 印

大分県農業経営負担軽減支援資金の貸付に伴い、別添の「大分県農業経営負担軽減支援資金利子補給契約書」により利子補給契約を締結したいので申し込みます。